

横浜高速鉄道 旅客営業規則の一部改定

新旧対照表

現 行	改 定 (2026年3月14日)
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第31条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて提出するものとする。</p> <p>2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第31条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて提出するものとする。</p> <p>2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>

表

裏

被救護者旅客運賃割引証 契印

第.....号 指定番号

乗車船区間	駅から 駅まで	經由
乗車券の種類	片道	被救護者 片道
	往復	付添人 往復
旅行証明書番号		
被救護者の氏名 及び年齢	(才)	
付添人の氏名 及び年齢	(才)	
割引率	5割	
有効期限	平成 年 月 日まで	

平成.....年.....月.....日発行

施設の所在地.....

施設名..... 代表者
職 印

代表者氏名.....

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教	添
			31	33

- (この割引証の使用上の注意)
- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
 - (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
 - (3) この割引証の記入事項(太く内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
 - (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
 - (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
 - (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
 - (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
 - (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

(中略)

(通学用割引回数乗車券の発売)

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、同一区間をしばしば乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業および試験会場を含む。)のもより駅までの区間について、通学用割引回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

被救護者旅客運賃割引証 契印

第.....号 指定番号

乗車日	年 月 日	經由
乗車区間	駅から	駅まで
乗車行程	被救護者	付添人
	片道乗車 往復乗車	片道乗車 往復乗車
旅行証明書番号		
被救護者の氏名 及び年齢	(才)	
付添人の氏名 及び年齢	(才)	
割引率	5割	
有効期限	年 月 日まで	

年 月 日発行 ※発行日から1箇月間有効

施設の所在地.....

施設名..... 代表者
職 印

代表者氏名.....

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教	添
			31	33

(この割引証の使用上の注意)

- (1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。
 - ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合
 - イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
 - ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) 発行者はこの割引証の記入事項(太く内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のものを○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

割引証に記入された個人情報(申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認)に使用します。

(中略)

(通学用割引回数乗車券の発売)

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、同一区間をしばしば乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業および試験会場を含む。)のもより駅までの区間について、通学用割引回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

現 行

2 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 放送大学の学生が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表

裏

放送大学学生旅客運賃割引証			
第...号			
運輸機関名	駅から		経由
乗車区間	駅まで		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	教養学部第	学年(年次)	
証明書番号			
使用者の氏名及び年齢	(歳)		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成...年...月...日発行			
学校所在地.....			
学校名.....			印
学校代表者氏名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備考
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

9.0cm

(この学生証の使用上の注意)

- 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記入名であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。また、証明書は係員の請求があるときは、呈示してください。

備考 この割引証は、青色刷とする。

(2) 高等学校の生徒が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、指定学校の代表者において乗車券の種類(「回数」と記入する)・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

改 定 (2026年3月14日)

2 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 放送大学の学生が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表

裏

放送大学学生旅客運賃割引証			
第...号			
運輸機関名	駅から		経由
乗車区間	駅まで		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	教養学部第	学年(年次)	
証明書番号			
使用者の氏名及び年齢	(歳)		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成...年...月...日発行			
学校所在地.....			
学校名.....			印
学校代表者氏名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備考
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

9.0cm

(この学生証の使用上の注意)

- 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記入名であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。また、証明書は係員の請求があるときは、呈示してください。

備考 この割引証は、青色刷とする。

(2) 高等学校の生徒が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、指定学校の代表者において乗車券の種類(「回数」と記入する)・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		契 印
第.....号		
※乗車船区間	駅から 駅まで	經由
※乗車券の類 種	普通 往復 連続 周遊	
部科及び学年	第 学年 (年次)	
証明書番号		
使用者の氏名 及び年齢	(才)	
割引率	旅客鉄道会社線 5割	
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
平成.....年.....月.....日発行		
学校所在地	
学校名	
学校代表者氏名	
	代表者 職 印	
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
		割引コード 41

- (この割引証の使用上の注意)
- 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
 - この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
 - ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
 - ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
 - 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
 - この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
 - この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
 - この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
 - この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。

(中略)

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		契 印
第.....号		
※乗車日	区間1 年 月 日	經由
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
※乗車日	区間2 年 月 日	經由
※乗車区間	駅から	駅まで
※經由	經由	
※乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券	
部科及び学年	第 学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名 及び年齢	(才)	
割引率	普通乗車券 5割 (旅客鉄道会社線) 普通回数乗車券 2割又は3割	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日発行		
学校所在地	
学校名	
学校代表者氏名	
	代表者 職 印	
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
		割引コード 41

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合には、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- 割引普通乗車券と割引普通回数乗車券を同時に購入することはできません。
- この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1箇月間です。

(中略)

現 行

改 定 (2026年3月14日)

規則別表第3号

危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	沸化水素酸	—	

(以下略)

規則別表第3号

危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フッ化水素酸	—	

(以下略)